



介護費用

介護費用を軽減する 公的制度

Q

介護費用が心配です。
介護サービスを利用
すると自己負担って
どれくらいですか？

A

介護費用を軽減できる制度
があるので理解すること

介護保険

65歳から各種介護サービスの対象になり、介護認定を受けることで利用できる
例) 要介護5認定された場合、36万2,170円が支給限度額で原則1割が自己負担
(自己負担額は原則1割負担だが、一定の所得があると2割、または3割に)

要介護度	支給限度額(円/月)	利用者負担限度額(1割)	利用者負担限度額(2割)	利用者負担限度額(3割)
要支援1	5万320円	5,032円	1万64円	1万5,096円
要支援2	10万5,310円	1万531円	2万1,062円	3万1,593円
要介護1	16万7,650円	1万6,765円	3万3,530円	5万295円
要介護2	19万7,050円	1万9,705円	3万9,410円	5万9,115円
要介護3	27万480円	2万7,048円	5万4,096円	8万1,144円
要介護4	30万9,380円	3万938円	6万1,876円	9万2,814円
要介護5	36万2,170円	3万6,217円	7万2,434円	10万8,651円

高額介護サービス費制度

介護サービス費の自己負担の上限額を設けた制度。

(介護サービス費は1割負担(一定以上所得者は2割又は3割)だけど、上限で負担減)

	区分	負担の上限額(月額)
市町村民税課税世帯	課税所得690万円(年収約1,160万円)以上	140,100円(世帯)
	課税所得380万円(年収約770万円)～ 課税所得690万円(年収約1,160万円)未満	93,000円(世帯)
	市町村民税課税～ 課税所得380万円(年収約770万円)未満	44,400円(世帯)
市町村民税非課税世帯	合計所得金額と 課税年金収入額の合計が80万円を超える方	24,600円(世帯)
	・合計所得金額と 課税年金収入額の合計が80万円以下の方 ・老齢福祉年金を受給している方	24,600円(世帯) 15,000円(個人)
生活保護を受給している方		15,000円(世帯)

高額医療・高額介護合算制度

同じ世帯で毎年8月1日～翌年7月31日までの1年間にかかった医療費・介護費の自己負担額限度額を超えた場合、超えた金額を受取れる制度
(高額療養費制度や高額介護サービス費制度を使った後の自己負担をさらに減らせる)

	70歳未満の世帯	70歳以上
年収約1,160万円以上	212万円	212万円
年収770万～1,160万円	141万円	141万円
年収370万～770万円	67万円	67万円
年収156万～370万円	60万円	56万円
市町村民税世帯非課税	34万円	31万円
市町村民税世帯非課税 (所得が一定以下)	34万円	19万円

介護サービスの自己負担額を減らす方法「世帯分離」

「世帯分離」という考え方をしておくことが自己負担額を減らすカギ

世帯分離のメリット

高額介護サービス費の自己負担額は世帯の所得（一部本人の所得）で決まるため、**世帯分離をして、親単独の世帯にすれば世帯としての所得が大きく減る**ため、高額介護サービス費の自己負担を大きく減らせる可能性があります。

世帯分離のデメリット

高額医療・高額介護合算制度において、「世帯合算」ができなくなってしまう。
世帯ごとにかかった費用の合算になるため、世帯分離すると合算できません。
特に、2人以上の介護の場合は、世帯分離をすると損になるケースもあります。